

北海道総合開発委員会条例施行規則

昭和28年3月16日規則第42号

【沿革】昭和36年8月9日規則第132号 昭和38年11月1日規則第123号 昭和41年4月1日規則第22号

平成22年3月24日規則第17号

平成25年3月29日規則第31号「附属機関の設置等に係る関係規則の一部を改正する規則第1条による改正」

北海道総合開発委員会条例施行規則を、次のように定める。

北海道総合開発委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道総合開発委員会条例（昭和27年北海道条例第2号）第7条の規定に基づき、北海道総合開発委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営及び事務処理に関する事項を定めるものとする。一部改正〔昭和41年規則22号・平成22年17号〕

(会議の招集)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。一部改正〔昭和41年規則22号〕

(委員長、副委員長共に事故あるときの代理)

第3条 委員長及び副委員長共に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。一部改正〔平成25年規則31号〕

(専門部会)

第5条 専門部会は、委員長が指名する委員、臨時委員、顧問及び参与をもって組織する。

2 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び委員会から付託された事項について、調査審議する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他専門部会の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第2条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と読み替えるものとする。一部改正〔平成25年規則31号〕

(委員長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会及び専門部会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。一部改正〔昭和41年規則22号・平成22年17号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。

附 則 (昭和36年8月9日規則第132号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年11月1日規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第31号)

【附属機関の設置等に係る関係規則の一部を改正する規則】

この規則は、公布の日から施行する。